子ども版 解説編

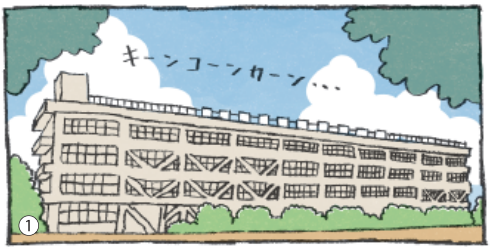


東大和市

子どもと大人のやくそく

（東大和市子ども・子育て憲章）








ただいまー
ガチャ

①


おかえりー。
よーく手洗って、
うがいしろよー
はーい
ドサッ

②


お！
ピラ…
子どもと大人の
やくそく
じゃないか！

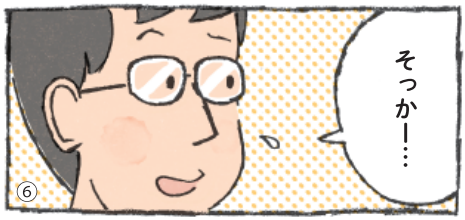
③


そーそー
学校で配られたんだけど、お父さん知ってるの？
まあな。
読んでみた？

④


うん。
子どものやくそくは
わかるんだけど、
大人のやくそくが
よくわからなくって…

⑤


そっかー…

⑥


じゃあ、
ちょっと
一緒に見て
みるか！

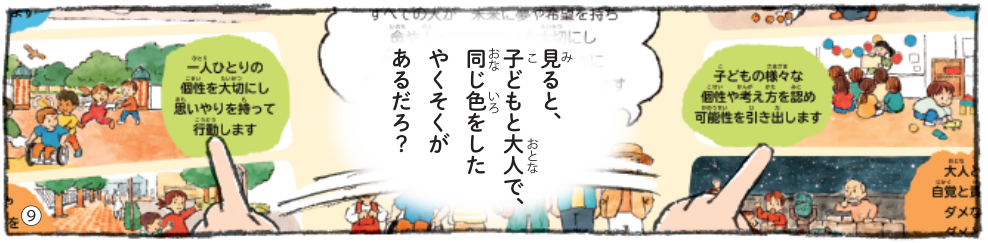
⑦



まず、このやくそくは、2020（令和二）年に東大和市が市になって五十年を記念してできたもので、**真ん中に※「前文」向かって左側に「子どものやくそく」右側に「大人のやくそく」**の3つでできているんだ。



⑧



見ると、子どもと大人で、同じ色をしたやくそくがあるだろ？

⑨



これには、『子どもと大人がお互いに呼びかけ合い、心を通じ合わせる』っていう想いが込められているんだぞ

なるほどねー

⑩

※前文…制定した理由、目的等


このやくそくって誰がつくったの？
東大和市に住む小・中学生と子ども・子育てに関わる大人が一緒に話し合いながら、つくったんだよ
①
え!? 子どもも一緒につくったの？
②
確かに、この子どものやくそくは、僕もよく言われることかも…
身におぼえある…
あいさつしなさい
いじめダメ
しゃくだいやったの？
やくそくはまもって
ともだちはだいせつに
③
ははは…じゃあ、大人のやくそくはどうだ？
うーん…
大人のやくそく
④
わかるよーな、よくわからないよーな
少し難しいかもな。
でも、実はこの大人のやくそくが、とっても大切なんだ
⑤
子どもは、
『これから』の未来を生きていく『人』としてみんな元気にすくすく育っていく『権利』をもっているんだ
⑥
子どもが、大人に守られながら、幸せに育っていけるように…
べら
大人がきちんと「やくそく」をしなきゃならなくてだな…
⑦
って…言ってもわからないよな。
子どもと大人のやくそく
大人のやくそくについて見ていこうか
⑧

大人のやくそくについて

子どもが思いやりの気持ちを持って助け合い、感謝する気持ちを持てるように、大人が子どもの成長発達に合わせて寄り添い、支えていきます。









子どもは良いことも悪いことも、周りの大人のことをよく見て学んでいるから、大人たちが子どもたちの手本となるような行動をします。









子どもたちの個性・興味を尊重し、それを伸ばせるように大人が支えていきます。









子どもの命にかかわることや人に迷惑をかけるような行動には、勇気をもって、正しい行動を教えるのが大人の役割です。









子どもが命を大切にし、
勇気を出していじめや暴力を
なくしていこうとする気持ち
を持って生活できるように、
大人が子どもの命を大切にし、
守り育てます。



子どもの心や体を
傷つけることはしません
気付いたときは
すぐに手を差し伸べます







大人も子どもも自然豊かで
歴史のある、ふるさと
『東大和市』を愛し、
誇りに思えるような
街をつくります。



ふるさとの
豊かな自然を守り
歴史や文化を
伝えます








そして、この子どもと
大人のやくそくは、
豊かな自然に恵まれた東大和に住む
すべての人が　未来に夢や希望を持ち
命や人とのかかわりを大切にし
明るく元気よく生きていくために
子どもと大人がお互いに約束しあいます
っていう願いが
込められてるんだ
①


そうなんだ！まだ
よくわからないけど、
大人が僕たちに
「やくそく」してくれる
のは、なんだか、
うれしいな・・・
しゅしゅしゅしゅ
そうだな。
まぁ今はイメージ
わかないかも
しれないけど…
あ！わいた！
②


東大和の
大人が
こういう
気持ちや
願いを持ってて、
カチャ
③
東大和の子どもを
見守っているんだよ。
ココア
COCOA
コポポポ
④


ってこと
だけは
知っていて
ほしいかな
⑤
ガチャ
⑥


～権利条約について～
ただいまー
⑦
お姉ちゃん、おかえりー
ん？二人して何見てんの？
⑧
「子どもと大人のやくそく」だよ。お姉ちゃん知ってる？
もちろん！お父さんから教えてもらったからね！
⑨
じゃあ、やまと、『子どもの権利条約』って知ってる？
なにそれ？
⑩
正式には『児童の権利に関する条約』！
『子どもが生まれたときから持っている権利を世界中のみんなで守っていこう！』って世界中の国ぐにで交わした「やくそく」みたいなものかな。
⑪
世界中で!?
そう！
⑫
そして、
パーッ
子どもの権利には、大きく分けて4つあるのよ！
⑬

生きる権利

世界中の
子どもの命が
守られることだよ



育つ権利

生まれたときから持って
いる個性を十分に引き
出して元気いっぱいに
生きていけるよう、周りの
大人から支えられながら
成長することだよ



守られる権利

子どもの権利を
侵害する行為が
あったとき、
子どもは、そんな
悪い人から守られる
ことだよ



参加する権利

自由に自分の意見を
言ったり、好きな
ように団体を
つくったりする
ことだよ





そして、この条約には子どもを守るために大きく分けて**4つの原則**があるの！

命が守られ成長できること

世界中の子どもの命が守られ、もって生まれた個性を十分に伸ばして成長できるように、大人から支援を受けることが保障されているよ

意見を表明し、参加できること

子どもは子ども自身で自由に意見を言うことができて、大人はその意見を子どもの成長に応じて、十分に聞いて一緒に考えるよ



子どもにとって最もよいこと

大人は「子どもにとって最もよいこと」を第一に考え、行動していくよ

差別のないこと

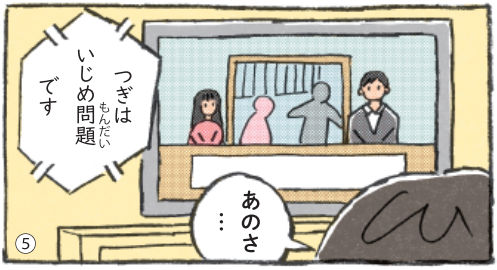
子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況など、どんな理由でも差別されることなく、条約で定めているすべての権利が保障されているよ


へえ、
僕たちにも
こんなに
権利が
あるのか。
①


世界のこと
知ってる
なんて、
お姉ちゃん
すごいや！
とうぜん！
②


それも
ぜんぶ、
お父さんが
教えた
ことじゃ
ないか。
バレたか…
③


ズズズ…
④


つぎは
いじめ問題
です
あのさ…
⑤


「子どもと大人のやくそく」
とか、世界での約束がある
ってことはわかったけど、
⑥

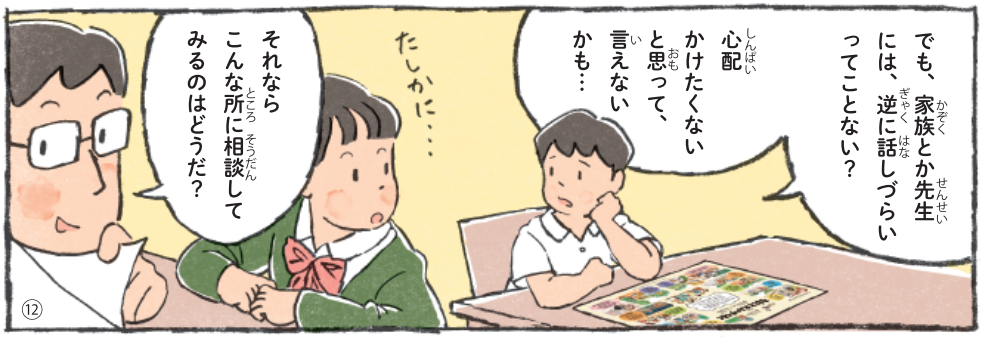

ニュースで
いじめとか
虐待って、
よく聞か
ない？
これって
約束破り
じゃない？
⑦


残念だけど、
そういうことが
なくなってない
のが、現実だな…
⑧


だから
こそ、
とぽとぽ
⑨

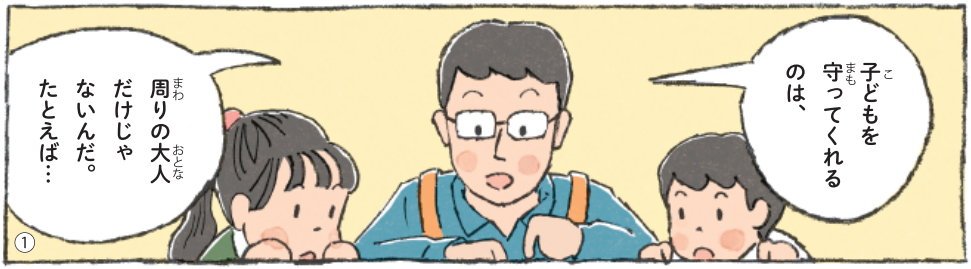

まずは、
みんなが
子どもの
権利を
知って、
そして
なにより、
子どもたちには
自分の事を
大切にして
ほしいかな。
パッ パッ
⑩


オッケー！
じゃあ、
お父さんたち
大人が私たち
子どものこと、
ちゃんと
守ってよね！
おう！
任せろ！
⑪

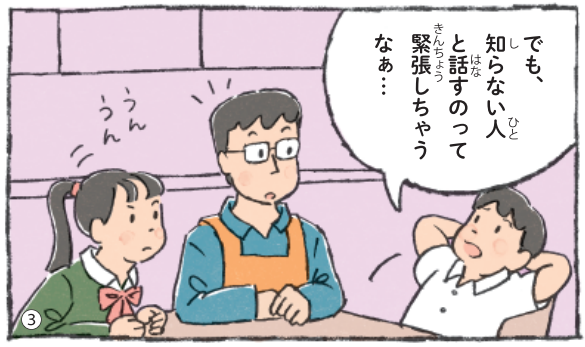

でも、家族とか先生
には、逆に話しづらい
ってことない？
心配
かけたくない
と思って、
言えない
かも…
たしかに…
それなら
こんな所に相談して
みるのはどうだ？
⑫

相談窓口について

※相談窓口内の情報は、発行時点のものとなります。



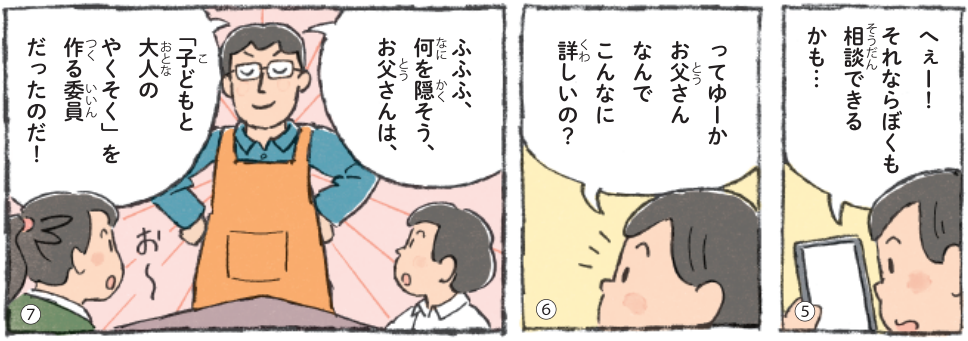
相談先	相談できること	受付時間	問い合わせ
子どもの人権110番	いじめ、体罰、不登校、親による虐待といったこどもをめぐる人権問題	午前8時30分～午後5時15分（月～金）（祝日・年末年始除く）	東京法務局人権擁護部 0120-007-110
話してみなよ東京子供ネット	いじめ、体罰、虐待といった権利侵害	午前9時00分～午後9時00分（月～金）午前9時00分～午後5時00分（土・日・祝）	東京都児童相談センター 0120-874-374 メッセージダイヤル（24時間受付） 0120-874-376 （吹込専用） 0120-874-378
東大和市子ども家庭支援センター（通称：かるがも）	イヤなこと、心配なこと友達のこと、学校のこと	午前9時～午後5時（月～土）	042-565-3651
いじめ電話相談	いじめに関すること	午前9時～午後5時（月～金）	東大和市教育委員会教育指導課内 042-516-8091

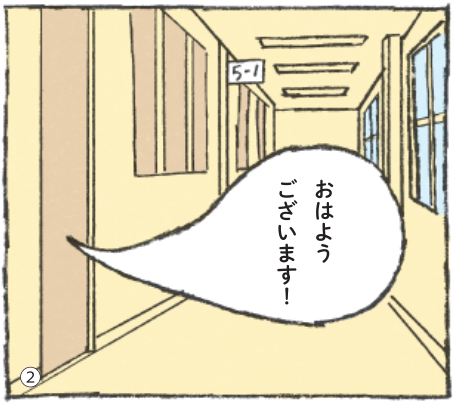


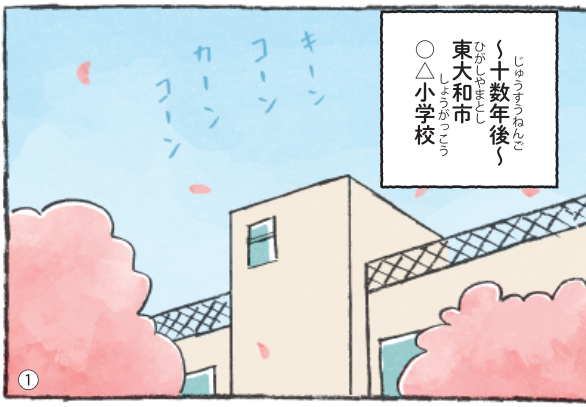




相談先	相談できること	受付時間	問い合わせ	二次元コード
ＳＮＳ（LINE）による人権相談	いじめ、親による暴力、暴言、インターネット上のいじめ（書き込み）など	午前８時30分～午後５時15分（月～金）（祝日・年末年始除く）	東京法務局人権擁護部 LINE名：SNS人権相談 LINEID： @snsjinkensoudan	
ＳＮＳ教育相談 相談ほっと ＬＩＮＥ@東京	友達関係やいじめ、進路など	午後３時～午後11時まで（受付は午後10時30分まで）	東京都教育委員会 LINE名：相談ほっとＬＩＮＥ@東京	
子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京	親子関係の悩み・困りごとなど	午前９時～午後11時（月～金）（受付は午後10時30分まで） 午前９時～午後５時（土・日・祝・年末年始（12月29日～１月３日）	東京都福祉保健局 LINE名：子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京	
いのちのほっとステーション	自殺予防	午後７時～午後10時（水・金） 毎月第４土曜日 27時～30時（日曜午前３時～午前６時）	NPO法人 地域福祉推進事業団（東京都補助事業） LINE名：いのちのほっとステーション LINEID：inochi-hotstation	











東大和市子どもと大人のやくそく　子ども版　解説編
（東大和市子ども・子育て憲章）
令和４年３月　発行
発行元　東大和市　子育て支援部　保育課
〒207-8585　東京都　東大和市　中央3-930
TEL：042-563-2111
制作・印刷　西村　祐貴

無断の転載及び複製を禁止します



やくそくホームページ